

第 103 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和 2 年 10 月 26 日（月）15 時 00 分～16 時 45 分

2. 場 所 神戸国際会館 9 階大会場

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

荒川雅行、太田貞夫、小野裕美、上月陽子、柴田眞里、灘本明代、西村裕三、眞鍋智子

(2) 実施機関の職員

企画調整局情報化戦略部担当課長

福祉局国保年金医療課長

こども家庭局家庭支援課医務担当課長

こども家庭局家庭支援課家庭支援調整担当課長

経済観光局農政計画課担当課長

教育委員会事務局学校教育部児童生徒課担当課長

企画調整局情報化戦略部担当課長 ほか

(3) 事務局の職員

市長室担当部長、企画調整局情報化戦略部担当課長 ほか

(4) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

①共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加について

②国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について

③小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について

④ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について

⑤林地台帳システムの構築について

⑥市立学校園等における事案管理システムの構築について

⑦類型化事項について

(2) その他

①個人情報を取り扱う事務の届出について（報告）

5. 議事要旨

(1) 審 議

①共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加について

企画調整局情報化戦略部から、共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加について、条例第 9 条（利用及び提供の制限）及び条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

- 委員 別紙の改修前と改修後を比較すればよいのでしょうか。
- 情報化戦略部 そうです。上の段が改修前ということで、共通基盤システムと統合宛名システムがそれぞれ別々になっています。これが下の改修後を見ていただくと共通基盤システムと統合宛名システムが一つのシステムとして統合される。下の赤枠の部分で参照用の税情報データベースが、新たに追加することです。
- 委員 新たに追加されるのは、参照用のデータベースが追加されることによって、税情報が共通基盤のシステムに載ってきたと。共通基盤システムと統合宛名システムが別になっているのが改修前で、回収後は一緒になっているとおっしゃったんですけども、確かに枠は一緒なんですけれども、データの流れ等を見ると、このデータベース追加、プラス税情報の参照以外は同じように見えるんですけども。これはハードウェア的に一つにしたということでしょうか。
- 情報化戦略部 基本的にはその通りです。ハードウェアを、今まで別のシステムとしてサーバー等がばらばらにあったものを一つに統合して、物理的には同じなのですが、部分的に仮想化して、一つのものの中に配置するということになります。
- 委員 中のソフトウェア的には、マシンが違う部分の中にあるかもしれないけれども、基本的にはあまり変わりません、ということでしょうか。
- 情報化戦略部 重複しているソフト等を多少統一して、ということになります。構成としては変わりません。
- 委員 先ほど UTF-8 に統一して、とおっしゃったんですけども、前のシステムも文字コード変換処理は、全部通っているように見えるんですけども。
- 情報化戦略部 今は UTF-16 で行っておりまして、それを UTF-8 に変えて、各業務システムを同じものにしていく形で考えています。
- 委員 もう一点質問なんですけれども、14 ページの個人情報保護のところ、(1) の④、外部記録媒体への、と書いてあるのですが、USB や DVD マルチドライブ等を接続できないようにするのでしょうか。この制御するというのはどういうことなのでしょうか。
- 情報化戦略部 USB の差し込み口を制御いたしまして、端末によっては、システム権限が必要なものもございますので、そういう部分に関しては、一時的に許可する

等をして、媒体が利用できるようにします。

- 委員 員 では、全く禁止する訳ではないということでしょうか。
- 情報化戦略部 完全に禁止というわけではなくて、必要で許可を得たものについては、使えるということになります。
- 委員 員 分かりました。
- 委員 員 今の④と⑧は同じ文章ですね。
- 情報化戦略部 失礼いたしました。⑧を削除いたします。
- 委員 員 そもそもなんですが、今回追加された大きなもの、税情報を追加されたのですが、今まで取り込まれていなかったのはなぜなのか、今回取り込まれることになった理由はなぜなのかを教えてください、ということと、税情報ってかなり、個人の情報としてもセンシティブな部分が含まれると思うんですけども、神戸市でも過去、他人の情報を見たことによる処分なんかがあったように思うのですが、そのあたりの対策について、もう一度教えてください。
- 情報化戦略部 構成として、今までも税情報は利用していました。ただ、16 ページの別紙 1 の上のところを見ていただきたいのですが、業務システムのところで、副本登録ファイルというものがあるかと思うのですが、こちらのファイルを各業務システム同士でやり取りをする形で、税情報を取得していました。課税システムにおいては、課税システムを参照したいという要望があったときは、そのファイルを作って、共通基盤を介して、他の業務に提供するという動きをしていました。改修後は、参照用のデータベースをシステムの中に置くこととなりますので、こちらの方で必要な権限を、利用承認を得たものについては与えまして、課税システムからファイルをいちいち渡さなくても参照できるということに変更されます。2 点目につきましても、あらかじめ 15 ページの (3) ①をご覧くださいければと思うのですが、業務システムの制限ということで、住民記録情報は住民課より、税情報は市民税課より事前に使用の許可を得るということで、まず許可を得て、それに伴いまして、システム上の権限を与えて参照してもらうという形で制御することを考えています。
- 委員 員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。共通基盤及び統合宛名システムの再構築と情報項目の追加についてですが、共通基盤システムと統合宛名システムの両システムを統合し、また、

税情報の新たなデータベースを構築することは、システムのハード・ソフト両面において、効率化が期待されるとともに、業務システムが税情報等を取り込む場合、迅速に行えるなど公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について

福祉局国保年金医療課から、国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委 員 アカウント登録は、どうやってするのでしょうか。
- 国保年金医療課 メールアドレスを登録していただきます。
- 委 員 それだけでしょうか。
- 国保年金医療課 はい。
- 委 員 成りすましもオクケーということでしょうか。
- 国保年金医療課 脱退届なので、新しい保険証が手元にある方が、届出されることになりますので、成りすまされても給付金を受けられるとか、資格を得られるというわけではありませんので、マイナンバーカードの認証とかそこまでの認証は行っておりません。
- 委 員 確かに誰も得をするわけではないと思うんですけども。嫌がらせて誰かを脱退させることも可能になってしまいますよね。
- 国保年金医療課 保険証とか、会社が発行する資格証明書を手に入れない限りは届出ができない仕組みになっておりますので。健康保険は加入義務がありますので、必ずどこかに入っていないといけない。ということは、会社に入ったという証明がない限りは届出ができません。
- 委 員 一時的に重ならないということで、認証は新しい方でしているというスタンスの設計になっているのでしょうか。つまり、重なってないと、一方は辞められないということは、メールアドレスで簡単に脱退できる。セキュリティホールと思うのですが。基本、会社の方で入った保険証があるなら、そち

らでセキュリティががっちりしているので、国民健康保険がこちらでしっかり入力されてさえすれば、適当に脱退してもよいという設計指針なんではないでしょうか。

○国保年金医療課 国保を脱退しているかどうかはシステム上、分かります。新しい健康保険証を画像で添付していただくことになりますので、それで、新たに入ったということを確認した上で、脱退届を受理するということになります。

○委員 新しい健康保険証の発行元に参照して、入っているということを確認した上で、脱退なんではないでしょうか。例えば、架空の会社に入ったふりをして、その共済の番号を振って、それを写真に撮って送ったとすると。メールアドレスですので、誰でも適当に使えます。それは、画像ファイルを見て、共済に確認を入れた上で、脱退させるということではないでしょうか。画像が添付されて、それらしかったらいいという話ですと、セキュリティホールではないかと。

○委員 おそらく今も署名で似たようなことができるということですよ。やろうと思えば。郵送申請を受け付けている現状、おそらくコピーを付けてということなので、同じことをしようとしているだけで、ウェブ受付の固有のホールではない。やり方の問題ですよ。先方の企業に問合せをするかどうかは、書面のコピーによる確認でも同じように発生する気がしていて、本人の名前で送れば、同じことが起こるので、ウェブの問題ではないのかなと思うのですけれども。起こったら個別対応ということですかね。それは犯罪だと思うので。

○国保年金医療課 極論すれば、窓口で偽造したものを提出すれば脱退できてしまいます。

○委員 それがもっと手軽になりますよね。例えば、Gmail は適当に作れちゃいますから。それで、適当な保険証を作って、国民健康保険を脱退しますと。要はお金もつたいないから、保険証要りませんという立場でできてしまう。それは、システムの問題ではなくて、やり方の問題。

○委員 やり易くはなりますよね。画像を作る方が簡単だから、コピーを作って送るよりは、簡単かもしれません。そんな事案がどこかで起こったら対策するのでしょうか。分かりませんが。

○委員 それは、やる意味があまりないのかもしれませんが。セキュリティホールに思いました。感想です。

○委員 今のご意見は電子申請システムの構築に付随しての話ではない、というこ

とでしょうか。

○委員 今の話を聞いていると、電子申請システムだからというわけではなく、いままでも、偽造しようと思えば偽造できる流れになっていたの、理解したのですが、コメントとさせていただきます。

○委員 具体策まで提案できませんので難しいですね。そういう指摘があったということはしっかり受け止めてください。

○国保年金医療課 はい。

○委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。国民健康保険脱退届の電子申請システムの構築についてですが、国民健康保険の被保険者が勤務先の健康保険に加入した際に提出する脱退届の手続きについて、新たに電子申請システムを構築することにより、届出者の時間やコストの負担軽減、窓口の混雑緩和を図ることができ、市民サービスの向上に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思いません。

③小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について

こども家庭局家庭支援課から、小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 2 ページの下線部の情報が追加情報だと思うのですが、追加する理由について教えてください。例えば、指定医師の住所という情報はなぜいるのでしょうか。

○家庭支援課 指定医師に関しましては、法律で決まっております、この情報を届出させていただきます、その都度、住所等が変われば、指定の情報を入れ替えていく必要がございます。また、個人のお宅に 5 年に 1 度、再度、更新の手続きが必要になりますので、その都度、書類を送らせていただく住所を新しく登録させていただくこととなります。

○委員 その他、下線部の情報も今回の事務の変更に伴い、必要になるということでしょうか。

- 家庭支援課 はい。
- 委員 特定医療費給付システムに小児慢性特定疾病等の機能を追加するということですね。この図の中のどれに当たるのでしょうか。中間サーバーが下に小さくあるんですけども。業務の流れはよく分かるのですが、この図の中で、どこをどう追加したのかが分からない。
- 家庭支援課 図の一番上にデータセンターとありますが、今あるのは、特定医療費支給システムの難病だけなのですが、ここに、小児慢性特定疾病と未熟児養育医療をサブシステムという形で、大きい支給システムの中にサブシステムを追加していくイメージになります。
- 委員 グレーのところは全部そうなのかなと思ったのですが、これは既存のシステムとしてあって、なおかつ、緑のところは 11 条諮問済みとなっているんですが、その中にある特定医療費支給システムのところに書いてある「難病」、「小慢」、「未熟児サブシステム」というのが追加なのでしょうか。
- 家庭支援課 「難病」は既に諮問しておりまして、そこに「小慢」、「未熟児」を新しく追加することになります。
- 委員 下の管理用データベースのところには、特に追加はなくて、サブシステムを追加しますと。ということでしたら、ここの色を変えてみてはいかがでしょうか。今回の諮問はここだけですね。
- 家庭支援課 情報の項目の追加もあります。
- 委員 全体を見ないといけないのかな、と思ったので、その色を変えて、この本文のところには、サブシステムを追加するということを書いては。結局、何をしたいのかが分からなくて。
- 家庭支援課 説明が不足しておりますので。
- 委員 日本語がおかしいと思うのですが、中間サーバーへの副本登録、住基連携、税連携等に対応できない、と書いてあるのですが、関係ないですね。
- 家庭支援課 現状使っているシステムが使えなくて、新しいシステムで使えるようにしていくということです。
- 委員 なぜ、特定医療のシステムに小児慢性特定疾病と未熟児養育医療をくっつけると、中間サーバーへの副本登録、住基連携、税連携等ができるようになる

るのか。データの流れも全然違うことを言っているように見えてしまうのですが、違うんですね。子どもたちの小慢などのデータをサブシステムとして、このシステムの中に入れることによって、なぜ税連携とか住基連携とか副本登録ができるのかが、違うもののように見えるのですが、できるようになるのですよね。

- 家庭支援課 はい。
- 事務局 これまでのシステムとネットワークの体系が異なりまして、中間サーバーで情報連携するためには、基幹系のネットワークで管理するシステムに情報を移す必要があります。ですので、新しくシステムを作るのではなくて、既存のシステムにサブシステムで、この小児慢性特定疾病と未熟児養育医療のサブシステムを作ること、ネットワークを活かして、中間サーバーで情報連携できるようにしようと、そのような仕組みになっています。
- 委員 それだと理解できるのですが、この日本語をそのように書き換えたらいかがですか。素人目には何をしたいのかが良く分からない。趣旨のところの下ところに、サブシステムという名前を入れておいて、それと対応するように、図の中のサブシステムの色を変えておくと、追加するというのが分かる。分かりやすくなると思います。
- 家庭支援課 表現を改めさせていただきます。
- 委員 今ご指摘いただいたとおり、分かりやすくしてほしいということですので、よろしく願いいたします。
- 委員 この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行についてですが、既に運用している公費負担医療システムの小児慢性特定疾病及び未熟児養育医療のサブシステムを、既存の特定医療費支給システムに追加することにより、中間サーバへの副本登録や住基連携、税連携等が可能となり、申請時に税情報等の添付書類が不要になるなど、申請者の利便性の向上等に寄与し、市民サービスの向上が期待できること、個人情報保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

④ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について

こども家庭局家庭支援課から、ひとり親世帯への経済的支援事業の実施について、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

(意見等なし)

○委員 それでは、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。ひとり親世帯への経済的支援事業の実施についてですが、本市からひとり親世帯臨時特別給付金を支給された世帯を対象に、経済的支援を実施するため、特別給付金の支給データ、住民基本台帳情報及び児童扶養手当受給世帯情報を利用し、対象者の抽出、給付金の支給などを行うことは、正確、迅速な支給が可能となり、市民サービスの向上に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑤林地台帳システムの構築について

経済観光局農政計画課から、林地台帳システムの構築について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委員 スタンドアロンで 3 箇所を設置するとおっしゃったんですけれども、同じものを違う場所に 3 つ設置するというのでしょうか。

○農政計画課 そうです。

○委員 なぜスタンドアロンなんのでしょうか。

○農政計画課 建設局の防災課、森林整備事務所に中身は違うのですが、森林に関する情報を持ってしまして、それぞれスタンドアロンで、現在、存在しているのですが、実際にネットワークに接続ということになると、経費の問題とか、そのあたりも含めて、シンプルなものと考えたときにスタンドアロン形式で作成するという、そのような形で 3 つの職場で合意形成しましたので、そのような形で進めたいと考えています。

○委員 データベースの専門から言うと、データベースを構築するときの最低限の条件として、データの一元化、データの重複はさせない、それをするためにデータベースというのを設計するんですね。このスタンドアロンを 3 箇所に、データベースを置くということは、データベースの設計指針に最も反するやり方をしております、普通、データは一元で管理しないと、そのうち、

どこかで連携しようとしたときに、どのバージョンがオリジナルなのか、最新なのかが分からなくなってくるので、設計するときはデータベースは1箇所に。ネットワークでいくらでも守られますから。そうしたほうが今後、税金とくっついたりとか展開を考えると重要な、今までなかったことが不思議なくらいなのですが、できれば、データベースは1つにして、そこで3つのところから、そのデータベースにアクセスするようにすることは、そんなにお金はかからないと思うのですが。

- 農政計画課 確かに、ご意見をお伺いしまして、そのようには理解しています。今回の台帳は初めて市で作るような形で、これから、1万筆入れていくような形になります。森林の所有者の変更というのは、非常にレアなケースなので、実際にデータの更新をすることは限りなく件数としては少ないと思います。今後、一旦、スタンドアロンでさせていただいて、次の段階として、クラウドサーバーの方式に変えていくような。
- 委員 員 でも、最初にばらけて設計をすると、結局、今度新しいのを作ろうとしたら、一からの設計になってしまうので、二重手間と思うのですが。これは、オンゴーイングで始まっているのですかね。設計も含めて。
- 農政計画課 システム構築はこれから。
- 委員 員 どなたもアドバイスされなかったのでしょうか。設計会社というか、システム開発会社は。最もやってはいけないシステム構築なんですけど。
- 農政計画課 実際に、開発業者は、ほぼ仕様を決めて進もうとしているところではあるのですが。
- 委員 員 もし、ストップできるのであればストップして、予算確保して、ネットワーク型のシステムを構築したほうが良いと思います。コメントです。
- 委員 員 専門家のご意見なので、十分検討してください。
- 委員 員 他にいかがでしょうか。
- 委員 員 個人情報の観点から、このシステムの構築について、答申をまとめたいと思います。林地台帳システムの構築についてですが、森林法の改正に基づき、森林整備に必要な森林所有者情報の集約、管理が市町村の責務になったことに伴い、GISアプリケーションソフトを搭載したスタンドアロンPCに土地登記簿情報や固定資産税課税台帳情報などをデータベース化することは、適切な森林管理、及び災害時の森林管理者の迅速な特定を図ることが可

能となり、公益に資すると認められること、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思えます。

⑥市立学校園等における事案管理システムの構築について

教育委員会事務局学校教育部児童生徒課から、市立学校園等における事案管理システムの構築について、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 3の事務の流れなのですが、④の事務局担当職員は、必要に応じて、①で入手したファイルと、とあるのですが、この必要に応じて、という基準ですよ。担当職員が個人で判断されるとか、そのあたり、明解な基準はあるのでしょうか。
- 児童生徒課 必要に応じて、というのが、何かものがある、上げるか上げないかというわけではなくて、例えば、保護者から紙で何かをもらいました、といったときに、その紙をスキャンしてアップロードするという、そういう意味合いで記載しています。
- 委員 入手したファイルを、必要に応じて、判断して上げない、というケースもあるのでしょうか。その判断は誰がされるのでしょうか。
- 児童生徒課 基本的には所属長が、判断することになるのですけれども。その入手したファイルを、例えば紙でもらった場合は、所属長に相談をした上で、上げるということになると思います。
- 委員 判断するのは、所属長が判断するということですよ。
- 児童生徒課 所属長の判断になりますが、保護者からもらった要望書等は上げておりますし、現在も文書として、記録、保存しておりますので、それと同じ扱いです。
- 委員 必要に応じて、というのは、選別して、必要と判断した場合は上げて、必要と判断しない場合は上げないということに繋がっていきますけれども。そこに判断が介在する訳ですよ。上げる上げないの。必ず上げるということであればそれでいいのですが。そのあたりはどうでしょうか。
- 児童生徒課 ここに書いております意味合いというのは、単なる保護者からもらったも

のであっても、重要でないものがあつたりする場合があります。メモ書きのようなものについては、今でもあげていませんので。

○委員 それは、判断するということですね。基準はあるのでしょうか。個人が判断するのでしょうか。所属長が判断するのでしょうか。

○児童生徒課 所属長の判断です。

○委員 であれば、文中に所属長の判断で、というような文言を入れておいた方がいいようには思いますけれども。職員の一存で上げたり上げなかったりするというように、この文書では捉えられるように思うのですが。

○児童生徒課 説明不足のところがあり、申し訳ありません。基本的には上げるものになっていますので、必要に応じて、というのはそういうものがあればという意味合いで、書いていたのですが。ご指摘いただいたように、何かの判断をするという意味で、必要に応じて、と捉えられかねないということ。

○委員 そうですね。それは、一度、考えていただいた方がいいかなと思います。

○委員 全ての情報をアップロードするということが良いでしょうか。

○児童生徒課 基本的にはそうなります。

○委員 では、必要に応じて、という文言を取ってはいかがでしょうか。

○委員 メモ書きみたいなものは、アップしないということですね。全てではないですね。

○児童生徒課 はい。

○委員 所属長と相談し、必要と判断した場合は、というような感じでしょうか。

○児童生徒課 はい。

○委員 アカウントの付与は、教育委員会事務局の幹部職員に限定し、と書いてあるのですが、事務局担当職員に関しては、アカウントは付与することなので、事務局担当職員に関しては、アカウントは付与することなので、入力される方と同一なのではないでしょうか。

○児童生徒課 事務局担当職員というのが、児童生徒課でしたり、特別支援教育課の担当の職員になりますので、書き方としてそのような書き方になっているという

ことです。

- 委員 含まれていると考えて良いのでしょうか。
- 児童生徒課 はい。
- 委員 データは個人名とか学校名とか、マスキングせずにそのまま出てくるのでしょうか。
- 児童生徒課 はい。
- 委員 それは、教育委員会の施錠された部屋の中だけであって、学校の先生が見ることはない。
- 児童生徒課 ないです。
- 委員 この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。市立学校園等における事案管理システムの構築についてですが、市立学校園におけるいじめや虐待などの事案について、学校園、市民、関係機関から電話やメール等による報告、苦情、情報提供等があった場合に、事案の進捗管理を行うため、新たにシステムを構築することは、複数人の同時作業やシステムでの進捗報告が可能となり、迅速な情報共有及び的確な進捗管理が図られ、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

⑦類型化事項について

企画調整局情報化戦略部から、類型化事項について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

（意見等なし）

- 委員 条例の 11 条関係のシステム化に関わる諮問というのが非常に多いということで、この審議会の審議を効率化すると。あるいは審議会の負担を少し軽減して、より重要な案件にしっかり時間をかけたいと。そういう趣旨だと理解しました。
- 委員 この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思

ます。類型化事項についてですが、神戸市個人情報保護条例第 11 条の規定に基づく、実施機関からの諮問に関して、新たに 2 つの類型を設けるということです。一つ目は、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることが確実な場合は、審議会への報告事項とし、また、二つ目として、既に審議会の答申を受けた事例におけるソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築する場合は、審議会への諮問は不要とすることにいたします。

○委員 本日、審議いたしました 9 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については妥当であるとの結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委員 (異議なし)

○委員 それでは、次に報告事項に移ります。

(2) その他

① 個人情報を取り扱う事務の届出について (報告)

事務局から、個人情報を取り扱う事務の開始・変更・廃止に係る届出の状況を、個人情報保護条例第 6 条の規定に基づき、報告がなされた。

○委員 ただいまの報告について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 (質問等なし)

○委員 それでは、これをもちまして、第 103 回神戸市個人情報保護審議会を終わります。ありがとうございました。